

---

# **法人市民税に関するQ&A**

---

平成20年10月21日作成

平成27年6月15日改訂

大館市役所税務課市民税係

**Q 1 : 赤字で法人税が発生しなくても法人市民税は課税されるのですか？**

A 1 : 均等割額が課税されます。

法人市民税は、均等割額と法人税割額と2つの構成要素からなっています。赤字で法人税が発生していない場合は、法人税割額は課税されませんが、均等割額が課税されます。均等割額は、大館市に事務所等または寮等を有する法人は、大館市が行う行政サービスを受けているので、その経費の一部の負担を求めているものであり、赤字であっても課税されます。

ただし、法人課税信託の受託者については、均等割が非課税のため法人市民税は課税されません。

**Q 2 : 他の市町村に本店がありますが、大館市にも事務所等や店舗等があるとき大館市にも申告が必要ですか？**

A 2 : 大館市への申告は必要です。

法人税は、本店所在地の税務署長へのみ申告しますが、法人市民税は事務所等がある全ての市町村へ申告が必要になります。

均等割額は、それぞれの市町村の税率を適用し申告納付し、法人税割額は課税標準となる法人税額を法人の従業者数であん分し(課税標準の分割法人と呼ばれます)、それぞれの市町村の税率をかけて算出します。

**Q 3 : フランチャイズでコンビニを営営していますが、個人で営業しているとき法人市民税はかかりますか？**

A 3 : 個人で営業している場合は、法人市民税はかかりません。

法人市民税は市内に事務所や事業所がある法人に対し課税されます。

※フランチャイズとは、親会社が加盟店に対し、商号や商標の使用と一緒に一定地域内での独占的販売権を与えること

**Q 4：郵便で申告書を送っても大丈夫ですか？**

A 4：大丈夫です。しかし、申告日の取り扱いは送達方法により異なります。

**①郵便または信書による提出の場合**

通信日付印に表示された日を申告日とします。しかし通信日付印の表示がないときやその表示が明瞭でないときは、その郵便物について通常要する郵送日数を基準とした発送日を申告日とみなします。

**②郵便以外による提出の場合（宅急便やメール便、EXPACKなど）**

大館市に到着した日を申告日とします。

**Q 5：法人市民税予定申告書が送られてきましたが、法人税の予定申告をしないときでも、法人市民税だけ予定申告は必要ですか？**

A 5：法人税の予定申告をする必要がない時、法人市民税の予定申告も必要ありません。ただし、仮決算している場合、仮決算による中間申告が必要です。

事業年度が6月を超える法人は、事業年度開始の日から6月を経過した日から2月以内に中間申告が必要です。中間申告は前期の実績を基礎とする中間申告（予定申告）と仮決算による中間申告の2種類あります。ただし、予定申告は前事業年度の期間が1年の時の前期法人税額の半分（正しくは前事業年度の確定法人税額を前事業年度の月数で割って6を乗じて得た金額）が10万以下（0も含む）時は、法人税と同様に予定申告の必要はありません。しかし、仮決算による中間申告をした場合は法人税額が0でも申告は必要になります。

**Q 6：大館市内に事務所等を設置（廃止）したとき、申告書以外に何か届出は必要ですか？**

A 6：法人市民税の申告書の他に設置届（異動届）が必要です。

法人等が大館市内に事務所等を設置した場合、「法人設立・設置届出書」の提出をお願いしています。届出の際には登記事項証明書（写し）と定款（コピー可）が添付書類として必要になります。

廃止した場合は「法人異動届出書」の提出をお願いしています。法人異動届出書の添付書類は廃止した事由（解散・閉鎖・休業等）によって異なります。

Q7：事業年度の途中で、A市から大館市に本店を移転しました。法人市民税の額はどのように計算すればよいのでしょうか？

A7：均等割額は暦に従って計算し、1ヵ月に満たない場合は1ヵ月とし、何ヵ月と何日と1ヵ月に満たない端数が生じた場合は端数を切捨てて計算します。分割法人の税割額の算定に用いる従業員数は、廃止の前月末の人数に営業月数（端数は切上げる）を掛け1月で除した従業員数（端数は切上げる）であん分して計算します。

〈計算例〉

A市にあった法人が、9月15日に大館市に転入した場合

- ・事業年度：4月1日～3月31日
- ・従業員数：63人
- ・資本金等の額：1,000万円
- ・法人税額：36万円

摘 要		大 館 市 の 場 合	A 市 の 場 合 (税率は大館市と同様)
事務所等が存在した期間		9月15日～3月31日 →6ヵ月と17日間	4月1日～9月14日 →5ヵ月と14日間
法人 税 割 額	存在した月数	7ヵ月（端数切上）	6ヵ月（端数切上）
	分割基準従業者数	63人×7ヵ月/12ヵ月 (事業年度末日の人数) ≒37人（端数切上）	63人×6ヵ月/12ヵ月 (転入月の前月末の人数) ≒32人（端数切上）
	分割従業者数計	大館市 37人 + A市 32人 = 69人	
	課税標準額の計算 [法人税額（千円未満切捨） /分割従業員数計 ×分割基準従業者数]	360,000円/69人 =5217.39円 5217.39円×37人 =193,000円 (1,000円未満切捨)	360,000円/69人 =5217.39円 5217.39円×32人 =166,000円 (1,000円未満切捨)
	※小数点以下は分割従業者数計の桁数+1の位で切捨		
税額計算 ※平成26年9月30日以前に開始する事業年度分 →14.7% 平成26年10月1日以後に開始する事業年度分 →12.1%	193,000円×14.7%※ =28,300円 (100円未満切捨)	166,000円×14.7%※ =24,400円 (100円未満切捨)	
均等 割 額	事業年度末日現在の従業者数	63人	0人
	存在した月数	6ヵ月（端数切捨）	5ヵ月（端数切捨）
	税額計算	144,000円×6ヵ月/12ヵ月 =72,000円	60,000円×5ヵ月/12ヵ月 =25,000円
法人市民税額 (法人税割額+均等割額)		28,300円+72,000円 =100,300円	24,400円+25,000円 =49,400円

Q8：事業年度の途中で大館市の事業所等を廃止したので、事業年度の末日には大館市に事業所等はありません。法人市民税はどうなりますか？

A8：A7と同様に計算します。

〈計算例〉

A市に本店がある法人で、4月10日に大館市の事業所等を廃止した場合

- ・事業年度：1月1日～12月31日
- ・事業年度末日の従業者数：80人（A市）
- ・廃止前月末の大館市の従業者：70人
- ・法人税額：55万円
- ・資本金等の額：1,000万円

摘 要		大 館 市 の 場 合	A 市 の 場 合 (税率は大館市と同様)
事務所等が存在した期間		1月1日～4月10日 →3ヵ月と10日間	1月1日～12月31日 →12ヵ月
法人 税 割 額	存在した月数	4ヵ月（端数切上）	12ヵ月
	分割基準従業者数	70人×4ヵ月／12ヵ月 （廃止前月末の人数） ≒24人（端数切上）	80人 （事業年度末日の人数）
	分割従業者数計	大館市 24人 + A市 80人 = 104人	
	課税標準額の計算 〔法人税額（千円未満切捨） ／分割従業員数計 ×分割基準従業者数〕	550,000円／104人 =5288.461円 5288.461円×24人 =126,000円 （1,000円未満切捨）	550,000円／104人 =5288.461円 5288.461円×80人 =423,000円 （1,000円未満切捨）
	※小数点以下は分割従業者数計の桁数+1の位で切捨		
税額計算 ※平成26年9月30日以前に開始する事業年度分→14.7% 平成26年10月1日以後に開始する事業年度分→12.1%	126,000円×14.7%※ =18,500円 （100円未満切捨）	423,000円×14.7%※ =62,100円 （100円未満切捨）	
均 等 割 額	事業年度末日現在の従業者数	0人	80人
	存在した月数	3ヵ月（端数切捨）	12ヵ月
	税額計算	60,000円×3ヵ月／12ヵ月 =15,000円	144,000円
法人市民税額 （法人税割額+均等割額）		18,500円+15,000円 =33,500円	62,100円+144,000円 =206,100円